

昭和25年8月1日以前にお生まれの方用

# 老人医療費支給制度のしおり

## 老人医療制度とは

医療保険に加入している方で一定の条件に該当する高齢者を対象に、入院・通院にかかる医療費の自己負担額の一部を南丹市が助成します。

## 対象となる方は

南丹市にお住まいの65歳以上70歳未満の方で、次の①、②のいずれかに該当する方。

- ① 本人、配偶者及び扶養義務者が所得税を課されていない方
- ② 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当し、本人、配偶者及び扶養義務者の所得が老齢福祉年金受給限度額（別表1）以下の方
  - (ア) 寝たきりの方
  - (イ) 一人暮らしの方
  - (ウ) 世帯全員が満60歳以上の世帯
  - (エ) 満60歳以上の方と18歳未満の児童又は障害者の世帯

**※ 所得申告をされていない場合は所得判定が出来ないため、受給者証を交付できません。毎年、所得申告をしていただきますようお願いいたします。  
(所得がない場合も申告をお願いします)**

**※ 昭和25年8月2日以降にお生まれの方は、対象要件が異なります。**

老齢福祉年金受給限度額（別表1）

扶養人数	本人所得	配偶者・扶養義務者所得
0	1,595,000	6,287,000
1	1,975,000	6,536,000
2	2,355,000	6,749,000
3	2,735,000	6,962,000
4	3,115,000	7,175,000
5	3,495,000	7,388,000

## 助成の対象は

<助成対象>

保険診療が行われた場合の自己負担額

<助成対象外>

予防接種・健康診断の費用・薬の容器代・文書料・入院時の食費負担額  
差額ベッド代・200床以上の病院での初診時の特別料金 など

## 医療機関(病院及び医院等)で受診されるときは

京都府内の医療機関を受診されるときは、医療保険の「健康保険者証」と「福祉医療費受給者証」とを併せて病院等の窓口へ提出してください。

**京都府外で受診された分の医療費につきましては、後日申請していただくことにより払い戻しをいたします。(領収日の翌日から5年を過ぎますと払い戻しできませんのでご注意ください。)**

## 医療機関の窓口で支払う一部負担金は

市民税課税標準額により、下記の①の欄の基準で判定し、該当する負担割合を記載した受給者証を交付します。受給者及び受給者の属する世帯の65歳以上の世帯員の所得が対象となります。

負担割合		2割	3割
判定基準額			
①市民税課税標準額		145万円未満	145万円以上
②基準収入額	ア	520万円未満	520万円以上
	イ	383万円未満	383万円以上
③旧ただし書所得		210万円以下	210万円を超える

①の欄の市民税課税標準額で「3割」と判定された場合であっても、②の欄の基準収入額の基準に該当する場合は「2割」となります。

※ 基準収入額とは65歳以上の世帯員の収入の合算額をいいます。

ア 65歳以上の人数が複数の世帯

イ 65歳以上の方が受給者のみの世帯

①②の基準で「3割」と判定された場合であっても、③の欄の旧ただし書所得の基準に該当する場合は「2割」となります。(受給者及び受給者の属する世帯の65歳以上の世帯員の所得が対象となります。)

※ 旧ただし書所得とは総所得金額等から33万円を差し引いた額をいいます。

## 1カ月の自己負担限度額は

1カ月の医療費負担が下表の限度額を超えた場合は、市に申請することにより超えた分を高額医療費として支給いたします。

負担区分	負担割合	1カ月の自己負担限度額		
		外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	
一定所得以上所得がある方	3割	57,600円 ※1	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算(44,400円※2)	
一 般	2割	14,000円 ※1 (年間上限144,000円)	57,600円※1 (44,400円※2)	
低所得者		区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

※1 平成29年8月より上限額を一部改正

※2 直近12カ月以内に高額医療費の支給が3回以上ある場合は4回目から適用

## 区分Ⅰ・Ⅱについて

- 区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税の方で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額80万円として計算）を差し引いた時に0円となる方  
区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税の方

**低所得者区分Ⅰ・Ⅱの方は、【福祉医療の一部負担金限度額認定証】を受給者証と併せて提示していただく必要がありますので、市窓口にて認定証の交付申請をしてください。※ご加入の健康保険の「限度額適用認定証」も必要となります。**

## 医療費の払い戻し手続きについて

次のようなとき（負担割合が3割の方は③のときのみ）は医療費の払い戻しをしますので申請をしてください。（加入している健康保険から高額療養費や付加金等の支給が受けられる場合は、先にその支給を受けてください。）

- ① 京都府外の医療機関で受診したとき
- ② 健康保険から療養費の支給を受けたとき
- ③ 自己負担限度額を超えて一部負担金を支払ったとき

＜申請に必要なもの＞

- ・「福祉医療費受給者証」及び「健康保険証」
- ・保険点数の記載されている領収書
- ・医師の意見書及び治療用装具装着証明書（治療用装具の場合）
- ・健康保険の療養費、高額療養費、付加金等支給証明書（支給を受けた場合）
- ・印鑑、通帳等の振込先の分かるもの

## 受給者証の有効期間について

受給者証の有効期間は、8月1日から翌年7月31日（それまでに70歳に到達される方は、誕生日の月末（月の初日生まれの方は前月末））までです。  
有効期間を経過したとき、又は受給資格を喪失したときは、速やかに受給者証を返却してください。

年度途中の世帯員の異動等に伴い、受給者証の交付を受けたい場合は、再度、交付申請が必要です。

### お問い合わせ先

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

南丹市役所 4号庁舎

市民福祉部 高齢福祉課	0771-68-0006
各支所市民生活課 八木支所	0771-42-2300
日吉支所	0771-68-0032
美山支所	0771-68-0041

あなたの世帯は？

【対象となる方：65歳～69歳】

一般世帯  
対象者とその他の世帯員  
(子、孫など)の世帯

特別世帯  
①寝たきりの方  
②一人暮らしの方  
③60歳以上の方のみの世帯  
④60歳以上の方と18歳未満の  
児童又は障害者のみの世帯

世帯の前年中の所得  
により判定します

世帯の誰かに所得税が課せられている  
世帯の誰にも所得税が課されていない

非該当 該当

【高齢福祉年金受給限度額】  
所得額(※1)が下記の基準額以下の方が対象になります。

扶養人数	本人所得	配偶者・扶養義務者所得
0	1,595,000	6,287,000
1	1,975,000	6,536,000
2	2,355,000	6,749,000
3	2,735,000	6,962,000
4	3,115,000	7,175,000
5	3,495,000	7,388,000

世帯の誰かに所得税が課せられている  
世帯の誰にも所得税が課されていない

所得基準以下 所得基準超過

非該当

世帯内の65歳以上の方の中に、住民税課税標準額が145万円以上の方がない  
世帯内の65歳以上の方の中に、住民税課税標準額が145万円以上の方がある

2割

		2割	3割
世帯の 収入合計額 ※2	ア	520万円未満	520万円以上
	イ	383万円未満	383万円以上

※2…世帯の収入合計額は65歳以上の世帯員の合計をいいます。  
ア 65歳以上の人数が複数  
イ 65歳以上の方が受給者のみ

世帯全員が住民税非課税  
世帯全員が住民税非課税かつ世帯全員の各所得が0

区分Ⅱ 区分Ⅰ

		2割	3割
旧ただし書所得 ※3		210万円以下	210万円を超える

※3…旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額をいいます。(世帯内の65歳以上の方の所得が対象となります)

※1…「所得額」とは、福祉医療の判定で認められた控除額を除いた後の金額となります。税法上の控除額全てを控除するものではありません。